

**小規模多機能型居宅介護  
エルピス大東**

## 小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス大東 利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護サービスについて、次のとおりに契約する。

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は【別紙（重要事項）】に定めるとおりとする。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援又は要介護状態と認定された場合、契約は更新されるものとする。

### 第3条（居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」および「小規模多機能型居宅介護計画」を作成する。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、「居宅サービス計画」および「小規模多機能型居宅介護計画」に基づき計画的に行う。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者およびその家族等と協議して居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとする。
- 4 前項の変更に際して、医療系のサービス等居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行う。

5 事業者は、居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護の作成および変更に当たっては、利用者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとする。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話および機能訓練を提供するサービス（以下、「通いのサービス」という）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）および事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供する。

#### 第5条（契約の開始）

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

#### 第6条（契約の終了）

1 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。  
(1) 利用者が死亡した場合。  
(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合。

#### 第7条（利用者からの中途解約・契約解除）

1 利用者は事業者に対して7日間の予告期間をおいて、この契約を解約することができる。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができる。  
ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができる。

2 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。  
(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。  
(2) 事業者が守秘義務に反した場合。  
(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。  
(4) 事業者が破産した場合。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができる。  
(1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- (3) 利用者またはその家族が事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (4) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (5) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

#### 第9条（契約終了時の援助）

契約の解除または終了する場合には、事業者は予め居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行う。

#### 第10条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める、利用者負担金を支払う。
- 2 サービス利用料は月額制とする。月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払う。
- 3 事業者は、当月の利用者負担金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知する。
- 4 利用者は当月の料金額を翌月25日までに銀行振込・銀行引き落としのいずれかの方法で支払う。
- 5 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

#### 第11条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

## 第12条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第13条（事業者およびサービス従業者の義務）

- 1 事業者および従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全・確保に配慮するものとする。
- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、この契約の終了後5年間保管する。
- 6 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業所にて、当該利用者に関する第5項のサービスに関する実施記録を閲覧できる。
- 7 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第5項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。この場合において、事業者は実費相当額を請求することができる。

## 第14条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者の家族に対し身元引受人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者の家族に身元引受人を立てることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負う。
- 3 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
  - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。

- (3) 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
- (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第15条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求ることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額61万円を限度とする。

#### 第16条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏さない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、関係機関や各団体等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第17条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービス提供に当って故意または過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。  
ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れる。
  - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (2) 利用者がサービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (3) 利用者が急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に

もっぱら起因して損害が発生した場合。

- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第18条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、主治医に連絡をとり、利用者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、または思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、主治医または、協力医療機関に診療を依頼する。
- 2 前項の状況になったとき事業者は利用者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し、早急に連絡する。連絡がつかなかつた場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに主治医または、協力医療機関に搬送し、身元引受人に連絡する。

#### 第19条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他の関係者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する利用者および身元引受人の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

#### 第20条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

#### 第21条（虐待防止に関わる事項）

- 1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の項目に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 第22条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

## 第23条（感染症の予防及びまん延の防止）

事業所において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

## 第24条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第25条（その他運営に関する留意事項）

当施設は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために、必要な措置を講じるものとする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48-1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳 (印)

事業所

〈事業所名〉 小規模多機能型居宅介護事業所  
エルピス大東  
〈住所〉 須賀川市雨田字前中山78-5  
〈管理者〉 柳沼 透子 (印)

利用者

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

連帯保証人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

【本契約書第10条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	
お支払い方法	銀行振込 • 銀行引き落とし

別紙（重要事項）

令和6年6月1日現在

◎ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

◎ 事業所

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス大東
事業所の所在地	須賀川市雨田字前中山78-5
管理者名	柳沼 透子
電話番号	0248-79-1030
FAX番号	0248-79-1040

◎ 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援または要介護者状態となった利用者が、可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行う事により利用者の日々の暮らしの支援を行い、孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、および宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

◎ 事業所の概要

(1) 主な設備

食堂兼居間	38.22 m <sup>2</sup>	調理室	13.24 m <sup>2</sup>
浴室	10.11 m <sup>2</sup>	脱衣室	7.45 m <sup>2</sup>

#### (2) 居室

居室（洋室）	9.93 m <sup>2</sup> (6室)	8.83 m <sup>2</sup> (1室)
（和室）	8.83 m <sup>2</sup> (2室)	

※利用者の居室は原則個室（定員1名）とする。ただし、処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができる。

#### (3) 職員体制

従業員の種類	定数	業務内容	備考
管理者	1名	・運営管理	
介護支援専門員 計画作成担当者	1名以上	・生活相談並びに支援 ・個人別計画作成、関係機関との連絡調整	兼務
看護師	1名	・利用者の健康状態把握 ・かかりつけ医等の関係医療機関との連携	
介護職員	5名以上	・利用者の心身の状況等を的確に把握し、介助を行う	

#### (4) 営業日および営業時間

①営業日 年中無休

②営業時間

- ・通いサービス（基本時間） 9時30分～16時00分
- ・宿泊サービス（基本時間） 17時00分～ 9時00分
- ・訪問サービス（基本時間） 24時間

※緊急時および必要時においては柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供する。

#### (5) 利用定員

登録定員は25名とする。

- ・通いサービス定員 1日 15名
- ・宿泊サービス定員 1日 9名

#### (6) サービス内容

①通いサービス

事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(日常生活の援助)

日常生活動作能力に応じて、移動、移乗介助、通院介助等必要な介護を提供する。

(食事)

食事の準備、後片付け、及び食事の提供、摂取介助を実施する。また、希望に応じ、調理室や食堂において職員と一緒に調理をすることができる。

(入浴)

入浴時間、頻度等を利用者や家族と協議し、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗体の介助、入浴サービスを提供する。

(排泄)

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

(健康チェック)

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行う。

(機能訓練)

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努める。

また、利用者の心身の活性化を図るために、レクリエーションやアクティビティ、

園芸活動や趣味活動への援助を行うとともに、外出の機会の確保や利用者の意向を踏まえた地域社会生活継続のための支援を行う。

(送迎サービス)

基本的に利用者の送迎は、ご家族様の送迎となる。

ただし家庭の事情や生活環境により送迎が困難な場合には、随時対応する。

②訪問サービス

利用者の自宅へお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

③宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

◎ 送迎地域

須賀川市全域 事業所より 10km越えた場合 1kmあたり 35円（大東地区除く）

◎ 利用料金

介護保険負担割合証の利用者負担の割合（1割、2割・3割）に応じて利用料金が異なる。

（1）基本料金（介護保険適用費目）

両会議区ハ	1月あたりの自己負担額
-------	-------------

	1割	2割	3割
要介護1	10, 458円	20, 916円	31, 374円
要介護2	15, 370円	30, 740円	46, 110円
要介護3	22, 359円	44, 718円	67, 077円
要介護4	24, 677円	49, 354円	74, 031円
要介護5	27, 209円	54, 418円	81, 627円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となる。

## (2) 加算料金

・初期加算	1日あたり	(1割)	30円
		(2割)	60円
		(3割)	90円
・看護職員配置加算（I）	1月あたり	(1割)	900円
		(2割)	1,800円
		(3割)	2,700円
・サービス提供体制強化加算（I）	1月あたり	(1割)	750円
		(2割)	1,500円
		(3割)	2,250円
・訪問体制強化加算	1月あたり	(1割)	1,000円
		(2割)	2,000円
		(3割)	3,000円
・総合マネジメント体制強化加算	1月あたり	(1割)	1,200円
		(2割)	2,400円
		(3割)	3,600円
・看取り連携体制加算	死亡日から死亡日前30日以下		
	1月あたり	(1割)	64円
		(2割)	128円
		(3割)	192円

・科学的介護推進体制加算	1月あたり	(1割)	40円
		(2割)	80円
		(3割)	120円
・認知症加算(III)	1月あたり	(1割)	760円
※認知症日常生活自立度 III以上の場合		(2割)	1,520円
		(3割)	2,280円
・認知症加算(IV)	1月あたり	(1割)	460円
※認知症日常生活自立度 要介護2に該当しII以上の場合		(2割)	920円
		(3割)	1,380円
・介護職員等処遇改善加算	所定単位数に14.9%乗じた金額		

#### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費	朝食	1食あたり	350円
	昼食	1食あたり	550円
	夕食	1食あたり	550円
・宿泊費		1泊あたり	1,800円
・送迎費（送迎地域外）		1kmあたり	35円
・電気器具持込使用料（持込台数毎）		1Wあたり	25円
・テレビ貸出料（延べ日数）		1Wあたり	25円
・その他（理美容代、個別外出時の費用等）		実 費	

※また、レクリエーション等による材料費が発生した際、自費負担をお願いする場合がある。

#### (4) 償還払い

介護認定申請前にサービスを受けた時や保険料の未納等にて償還払いの対象になった場合、利用者が介護保険サービスの費用の全額をいったん支払い、あとで市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用される。

#### (5) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。

事業者は、利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

◎ 相談、要望、苦情等の窓口

利用に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者か下記窓口までお申し出下さい。

電話番号 0248-79-1030

苦情解決責任者 管理者 柳沼 透子

苦情受付担当者 介護支援専門員 相樂 さおり

苦情受付第三者委員 地域代表 鈴木 直樹 (090-6221-0536)

行政の問い合わせ先 須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117)

福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)

国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

◎ 虐待防止の窓口

虐待防止責任者 管理者 柳沼 透子

虐待防止担当者 介護リーダー 高野 加奈子

◎ 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置する。

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：2ヶ月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成する。

◎ 事故発生時の対応

(1) 利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族並びに市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

◎ 非常災害の対応

火災通報装置等の設備があり、また、隨時避難訓練を行い適切に対応する。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス大東  
利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて、次のとおりに契約する。

**第1条（契約の目的）**

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第3条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は【別紙（重要事項）】に定めるとおりとする。

**第2条（契約期間）**

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援状態と認定された場合、契約は更新されるものとする。

**第3条（居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）**

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」および「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」を作成する。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、「介護予防サービス計画」および「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」に基づき計画的に行う。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者およびその家族等と協議して介護予防サービス計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとする。
- 4 前項の変更に際して、医療系のサービス等介護予防サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 5 事業者は、介護予防サービス計画および介護予防小規模多機能型居宅介護の作成お

より変更に当たっては、利用者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとする。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話および機能訓練を提供するサービス（以下、「通いのサービス」という）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）および事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供する。

#### 第5条（契約の開始）

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

#### 第6条（契約の終了）

1 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。  
(1) 利用者が死亡した場合。  
(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合。

#### 第7条（利用者からの中途解約・契約解除）

1 利用者は事業者に対して7日間の予告期間をおいて、この契約を解約することができる。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができる。  
ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができる。

2 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。  
(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。  
(2) 事業者が守秘義務に反した場合。  
(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。  
(4) 事業者が破産した場合。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができる。  
(1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- (3) 利用者またはその家族が事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (4) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (5) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

#### 第9条（契約終了時の援助）

契約の解除または終了する場合には、事業者は予め居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行う。

#### 第10条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める、利用者負担金を支払う。
- 2 サービス利用料は月額制とする。月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払う。
- 3 事業者は、当月の利用者負担金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知する。
- 4 利用者は当月の料金額を翌月25日までに銀行振込・銀行引き落としのいずれかの方法で支払う。
- 5 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

#### 第11条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

## 第12条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第13条（事業者およびサービス従業者の義務）

- 1 事業者および従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全・確保に配慮するものとする。
- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、自ら提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、この契約の終了後5年間保管する。
- 6 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業所にて、当該利用者に関する第5項のサービスに関する実施記録を閲覧できる。
- 7 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第5項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。この場合において、事業者は実費相当額を請求することができる。

## 第14条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者の家族に対し身元引受人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者の家族に身元引受人を立てることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負う。
- 3 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
  - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。

- (3) 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
- (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第15条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることがある。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額12万円を限度とする。

#### 第16条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏さない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、関係機関や各団体等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第17条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービス提供に当って故意または過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。  
ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れる。
  - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (2) 利用者がサービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (3) 利用者が急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に

もっぱら起因して損害が発生した場合。

- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第18条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、主治医に連絡をとり、利用者が専門的な医療機関での受診が必要と認められた場合、または思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、主治医または、協力医療機関に診療を依頼する。
- 2 前項の状況になったとき事業者は利用者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し、早急に連絡する。連絡がつかなかつた場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに主治医または、協力医療機関に搬送し、身元引受人に連絡する。

#### 第19条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他の関係者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する利用者および身元引受人の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

#### 第20条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

#### 第21条（虐待防止に関わる事項）

- 1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の項目に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 第22条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

## 第23条（感染症の予防及びまん延の防止）

事業所において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

## 第24条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第25条（その他運営に関する留意事項）

当施設は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために、必要な措置を講じるものとする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 年 月 日

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48-1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳 (印)

事業所

〈事業所名〉 小規模多機能型居宅介護事業所  
エルピス大東  
〈住所〉 須賀川市雨田字前中山78-5  
〈管理者〉 柳沼 透子 (印)

利用者

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

連帯保証人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

【本契約書第10条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	
お支払い方法	銀行振込 • 銀行引き落とし

別紙（重要事項）

令和6年6月1日現在

◎ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

◎ 事業所

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス大東
事業所の所在地	須賀川市雨田字前中山78-5
管理者名	柳沼 透子
電話番号	0248-79-1030
FAX番号	0248-79-1040

◎ 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援または要介護者状態となった利用者が、可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行う事により利用者の日々の暮らしの支援を行い、孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、および宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

◎ 事業所の概要

(1) 主な設備

食堂兼居間	38.22 m <sup>2</sup>	調理室	13.24 m <sup>2</sup>
浴室	10.11 m <sup>2</sup>	脱衣室	7.45 m <sup>2</sup>

#### (2) 居室

居室（洋室）	9.93 m <sup>2</sup> (2室)	8.83 m <sup>2</sup> (1室)
（和室）	8.83 m <sup>2</sup> (2室)	

※利用者の居室は原則個室（定員1名）とする。ただし、処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができる。

#### (3) 職員体制

従業員の種類	定数	業務内容	備考
管理者	1名	・運営管理	
介護支援専門員 計画作成担当者	1名以上	・生活相談並びに支援 ・個人別計画作成、関係機関との連絡調整	兼務
看護師	1名	・利用者の健康状態把握 ・かかりつけ医等の関係医療機関との連携	
介護職員	5名以上	・利用者の心身の状況等を的確に把握し、介助を行う	

#### (4) 営業日および営業時間

①営業日 年中無休

②営業時間

- ・通いサービス（基本時間） 9時30分～16時00分
- ・宿泊サービス（基本時間） 17時00分～ 9時00分
- ・訪問サービス（基本時間） 24時間

※緊急時および必要時においては柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供する。

#### (5) 利用定員

登録定員は25名とする。

- ・通いサービス定員 1日 15名
- ・宿泊サービス定員 1日 9名

#### (6) サービス内容

①通いサービス

事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(日常生活の援助)

日常生活動作能力に応じて、移動、移乗介助、通院介助等必要な介護を提供する。

(食事)

食事の準備、後片付け、及び食事の提供、摂取介助を実施する。また、希望に応じ、調理室や食堂において職員と一緒に調理をすることができる。

(入浴)

入浴時間、頻度等を利用者や家族と協議し、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗体の介助、入浴サービスを提供する。

(排泄)

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

(健康チェック)

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行う。

(機能訓練)

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努める。

また、利用者の心身の活性化を図るために、レクリエーションやアクティビティ、

園芸活動や趣味活動への援助を行うとともに、外出の機会の確保や利用者の意向を踏まえた地域社会生活継続のための支援を行う。

(送迎サービス)

基本的に利用者の送迎は、ご家族様の送迎となる。

ただし家庭の事情や生活環境により送迎が困難な場合には、随時対応する。

②訪問サービス

利用者の自宅へお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

③宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

◎ 送迎地域

須賀川市全域 事業所より 10km越えた場合 1kmあたり 35円（大東地区除く）

◎ 利用料金

介護保険負担割合証の利用者負担の割合（1割、2割・3割）に応じて利用料金が異なる。

（1）基本料金（介護保険適用費目）

両会議区ハ	1月あたりの自己負担額
-------	-------------

	1割	2割	3割
要支援1	3, 450円	6, 900円	10, 350円
要支援2	6, 972円	13, 944円	20, 916円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となる。

## (2) 加算料金

・初期加算	1日あたり	(1割)	30円
		(2割)	60円
		(3割)	90円
・看護職員配置加算（I）	1月あたり	(1割)	900円
		(2割)	1,800円
		(3割)	2,700円
・サービス提供体制強化加算（I）	1月あたり	(1割)	750円
		(2割)	1,500円
		(3割)	2,250円
・総合マネジメント体制強化加算	1月あたり	(1割)	1,200円
		(2割)	2,400円
		(3割)	3,600円
・科学的介護推進体制加算	1月あたり	(1割)	40円
		(2割)	80円
		(3割)	120円
・介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数に14.9%乗じた金額		

## (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費	朝食	1食あたり	350円
	昼食	1食あたり	550円
	夕食	1食あたり	550円
・宿泊費		1泊あたり	1,800円
・送迎費（送迎地域外）		1kmあたり	35円

・電気器具持込使用料（持込台数毎）	1Wあたり	25円
・テレビ貸出料（延べ日数）	1Wあたり	25円
・その他（理美容代、個別外出時の費用等）		実費

※また、レクリエーション等による材料費が発生した際、自費負担をお願いする場合がある。

#### (4) 償還払い

介護認定申請前にサービスを受けた時や保険料の未納等にて償還払いの対象になった場合、利用者が介護保険サービスの費用の全額をいったん支払い、あとで市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用される。

#### (5) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。

事業者は、利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

##### ◎ 相談、要望、苦情等の窓口

利用に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者か下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	0248-79-1030
苦情解決責任者	管 理 者 柳沼 透子
苦情受付担当者	介護支援専門員 相樂 さおり
苦情受付第三者委員	地域代表 鈴木 直樹 (090-6221-0536)
行政の問い合わせ先	須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117) 福島県運営適正化委員会 (024-523-2943) 国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

##### ◎ 虐待防止の窓口

虐待防止責任者	管 理 者 柳沼 透子
虐待防止担当者	介護リーダー 高野 加奈子

##### ◎ 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況につい

て定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置する。

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センタ

ー職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：2ヶ月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成する。

#### ◎ 事故発生時の対応

(1) 利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族並びに市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

#### ◎ 非常災害の対応

火災通報装置等の設備があり、また、隨時避難訓練を行い適切に対応する。

**小規模多機能型居宅介護  
エルピス玉川**

## 小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス玉川 利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護サービスについて、次のとおりに契約する。

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は【別紙（重要事項）】に定めるとおりとする。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援又は要介護状態と認定された場合、契約は更新されるものとする。

### 第3条（居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」および「小規模多機能型居宅介護計画」を作成する。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、「居宅サービス計画」および「小規模多機能型居宅介護計画」に基づき計画的に行う。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者およびその家族等と協議して居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとする。
- 4 前項の変更に際して、医療系のサービス等居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行う。

5 事業者は、居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護の作成および変更に当たっては、利用者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとする。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話および機能訓練を提供するサービス（以下、「通いのサービス」という）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）および事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供する。

#### 第5条（契約の開始）

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

#### 第6条（契約の終了）

1 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。  
(1) 利用者が死亡した場合。  
(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合。

#### 第7条（利用者からの中途解約・契約解除）

1 利用者は事業者に対して7日間の予告期間をおいて、この契約を解約することができる。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができる。  
ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができる。

2 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。  
(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。  
(2) 事業者が守秘義務に反した場合。  
(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。  
(4) 事業者が破産した場合。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができる。  
(1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- (3) 利用者またはその家族が事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (4) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (5) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

#### 第9条（契約終了時の援助）

契約の解除または終了する場合には、事業者は予め居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行う。

#### 第10条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める、利用者負担金を支払う。
- 2 サービス利用料は月額制とする。月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払う。
- 3 事業者は、当月の利用者負担金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知する。
- 4 利用者は当月の料金額を翌月25日までに銀行振込・銀行引き落としのいずれかの方法で支払う。
- 5 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

#### 第11条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

## 第12条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第13条（事業者およびサービス従業者の義務）

- 1 事業者および従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全・確保に配慮するものとする。
- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、この契約の終了後5年間保管する。
- 6 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業所にて、当該利用者に関する第5項のサービスに関する実施記録を閲覧できる。
- 7 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第5項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。この場合において、事業者は実費相当額を請求することができる。

## 第14条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者の家族に対し身元引受人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者の家族に身元引受人を立てることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負う。
- 3 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
  - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。

- (3) 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
- (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第15条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求ることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額61万円を限度とする。

#### 第16条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏さない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、関係機関や各団体等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第17条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービス提供に当って故意または過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。  
ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れる。
  - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (2) 利用者がサービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (3) 利用者が急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に

もっぱら起因して損害が発生した場合。

- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第18条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、主治医に連絡をとり、利用者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、または思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、主治医または、協力医療機関に診療を依頼する。
- 2 前項の状況になったとき事業者は利用者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し、早急に連絡する。連絡がつかなかつた場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに主治医または、協力医療機関に搬送し、身元引受人に連絡する。

#### 第19条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他の関係者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する利用者および身元引受人の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

#### 第20条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

#### 第21条（虐待防止に関わる事項）

- 1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の項目に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 第22条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

## 第23条（感染症の予防及びまん延の防止）

事業所において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

## 第24条（業務継続計画）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第25条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために、必要な措置を講じるものとする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 年 月 日

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛 48-1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳 (印)

事業所

〈事業所名〉 小規模多機能型居宅介護事業所  
エルピス玉川  
〈住所〉 石川郡玉川村大字小高字南畠 19-1  
〈管理者〉 藤田 藤子 (印)

利用者

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

連帯保証人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

【本契約書第10条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	
お支払い方法	銀行振込 • 銀行引き落とし

別紙（重要事項）

令和7年3月1日現在

◎ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

◎ 事業所

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス玉川
事業所の所在地	石川郡玉川村大字小高字南畷19-1
管理者名	藤田 藤子
電話番号	0247-37-1511
FAX番号	0247-37-1522

◎ 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援または要介護者状態となった利用者が、可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行う事により利用者の日々の暮らしの支援を行い、孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、および宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

## ◎ 事業所の概要

### (1) 主な設備

食堂兼居間	44.72 m <sup>2</sup>	調理室	13.25 m <sup>2</sup>
浴室	9.93 m <sup>2</sup>	脱衣室	12.41 m <sup>2</sup>

### (2) 居室

居室（洋室）	8.23 m <sup>2</sup> (2室)	7.45 m <sup>2</sup> (1室)
（洋室）	7.45 m <sup>2</sup> (2室)	

※利用者の居室は原則個室（定員1名）とする。ただし、処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができる。

### (3) 職員体制

従業員の種類	定 数	業 務 内 容	備 考
管理者	1名	・運営管理	
介護支援専門員 計画作成担当者	1名以上	・生活相談並びに支援 ・個人別計画作成、関係機関との連絡調整	兼務
看護師	1名	・利用者の健康状態把握 ・かかりつけ医等の関係医療機関との連携	
介護職員	6名以上	・利用者の心身の状況等を的確に把握し、介助を行う	

### (4) 営業日および営業時間

①営業日 年中無休

#### ②営業時間

- ・通いサービス（基本時間） 9時30分～16時00分
- ・宿泊サービス（基本時間） 17時00分～ 9時00分
- ・訪問サービス（基本時間） 24時間

※緊急時および必要時においては柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供する。

### (5) 利用定員

登録定員は25名とする。

- ・通いサービス定員 1日 15名
- ・宿泊サービス定員 1日 5名

## (6) サービス内容

### ①通いサービス

事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

#### (日常生活の援助)

日常生活動作能力に応じて、移動、移乗介助、通院介助等必要な介護を提供する。

#### (食事)

食事の準備、後片付け、及び食事の提供、摂取介助を実施する。また、希望に応じ、調理室や食堂において職員と一緒に調理をすることができる。

#### (入浴)

入浴時間、頻度等を利用者や家族と協議し、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗体の介助、入浴サービスを提供する。

#### (排泄)

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

#### (健康チェック)

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行う。

#### (機能訓練)

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努める。

また、利用者の心身の活性化を図るために、レクリエーションやアクティビティ、園芸活動や趣味活動への援助を行うとともに、外出の機会の確保や利用者の意向を踏まえた地域社会生活継続のための支援を行う。

#### (送迎サービス)

基本的に利用者の送迎は、ご家族様の送迎となる。

ただし家庭の事情や生活環境により送迎が困難な場合には、随時対応する。

### ②訪問サービス

利用者の自宅へお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

### ③宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

## ◎ 送迎地域

玉川村全域 (他市町村からのご利用の場合は、地域外送迎有)

## ◎ 利用料金

介護保険負担割合証の利用者負担の割合(1割、2割・3割)に応じて利用料金が異なる。

(1) 基本料金（介護保険適用費目）

要介護区分	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
要介護1	10, 458円	20, 916円	31, 374円
要介護2	15, 370円	30, 740円	46, 110円
要介護3	22, 359円	44, 718円	67, 077円
要介護4	24, 677円	49, 354円	74, 031円
要介護5	27, 209円	54, 418円	81, 627円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となる。

(2) 加算料金

・初期加算	1日あたり	(1割)	30円
		(2割)	60円
		(3割)	90円
・看護職員配置加算（I）	1月あたり	(1割)	900円
		(2割)	1,800円
		(3割)	2,700円
・サービス提供体制強化加算（I）	1月あたり	(1割)	750円
		(2割)	1,500円
		(3割)	2,250円
・訪問体制強化加算	1月あたり	(1割)	1,000円
		(2割)	2,000円
		(3割)	3,000円
・総合マネジメント体制強化加算	1月あたり	(1割)	1,200円
		(2割)	2,400円
		(3割)	3,600円
・科学的介護推進体制加算	1月あたり	(1割)	40円
		(2割)	80円
		(3割)	120円

・認知症加算(III)	1月あたり (1割)	760円
※認知症日常生活自立度 III以上の場合	(2割)	1,520円
	(3割)	2,280円
・認知症加算(IV)	1月あたり (1割)	460円
※認知症日常生活自立度 要介護2に該当しII以上の場合	(2割)	920円
	(3割)	1,380円
・介護職員等処遇改善加算	所定単位数に14.9%乗じた金額	

#### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費	朝食	1食あたり	350円
	昼食	1食あたり	550円
	夕食	1食あたり	550円
・宿泊費		1泊あたり	1,800円
・送迎費（送迎地域外）		1kmあたり	35円
・電気器具持込使用料（持込台数毎）		1Wあたり	25円
・テレビ貸出料（延べ日数）		1Wあたり	25円
・その他（理美容代、個別外出時の費用等）			実 費

※また、レクリエーション等による材料費が発生した際、自費負担をお願いする場合がある。

#### (4) 償還払い

介護認定申請前にサービスを受けた時や保険料の未納等にて償還払いの対象になった場合、利用者が介護保険サービスの費用の全額をいったん支払い、あとで市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用される。

#### (5) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。

事業者は、利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

## ◎ 相談、要望、苦情等の窓口

利用に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者か下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	0247-37-1511
苦情解決責任者	管 理 者 藤田 藤子
苦情受付担当者	介護支援専門員 成海 美紀江
苦情受付第三者委員	玉川役場 小原 幸春 (0247-57-4623)
苦情受付第三者委員	地域代表 車田 幸司 (0247-57-2377)
行政の問い合わせ先	玉川村役場健康福祉課 (0247-57-4623)
	福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)
	国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

## ◎ 虐待防止の窓口

虐待防止責任者	管 理 者 藤田 藤子
虐待防止担当者	介護支援専門員 成海 美紀江

## ◎ 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置する。

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：2ヶ月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成する。

## ◎ 事故発生時の対応

- (1) 利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族並びに市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

## ◎ 非常災害の対応

火災通報装置等の設備があり、また、隨時避難訓練を行い適切に対応する。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス玉川  
利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて、次のとおりに契約する。

**第1条（契約の目的）**

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第3条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は【別紙（重要事項）】に定めるとおりとする。

**第2条（契約期間）**

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援状態と認定された場合、契約は更新されるものとする。

**第3条（居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）**

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」および「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」を作成する。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、「介護予防サービス計画」および「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」に基づき計画的に行う。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者およびその家族等と協議して介護予防サービス計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとする。
- 4 前項の変更に際して、医療系のサービス等介護予防サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 5 事業者は、介護予防サービス計画および介護予防小規模多機能型居宅介護の作成お

より変更に当たっては、利用者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとする。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話および機能訓練を提供するサービス（以下、「通いのサービス」という）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）および事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供する。

#### 第5条（契約の開始）

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

#### 第6条（契約の終了）

1 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。  
(1) 利用者が死亡した場合。  
(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合。

#### 第7条（利用者からの中途解約・契約解除）

1 利用者は事業者に対して7日間の予告期間をおいて、この契約を解約することができる。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができる。  
ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができる。

2 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。  
(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。  
(2) 事業者が守秘義務に反した場合。  
(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。  
(4) 事業者が破産した場合。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができる。  
(1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- (3) 利用者またはその家族が事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (4) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (5) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

#### 第9条（契約終了時の援助）

契約の解除または終了する場合には、事業者は予め居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行う。

#### 第10条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める、利用者負担金を支払う。
- 2 サービス利用料は月額制とする。月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払う。
- 3 事業者は、当月の利用者負担金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知する。
- 4 利用者は当月の料金額を翌月25日までに銀行振込・銀行引き落としのいずれかの方法で支払う。
- 5 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

#### 第11条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

## 第12条（利用料金の変更）

1 事業者は、利用者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。

2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第13条（事業者およびサービス従業者の義務）

- 1 事業者および従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全・確保に配慮するものとする。
- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、自ら提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、この契約の終了後5年間保管する。
- 6 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業所にて、当該利用者に関する第5項のサービスに関する実施記録を閲覧できる。
- 7 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第5項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。この場合において、事業者は実費相当額を請求することができる。

## 第14条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者の家族に対し身元引受人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者の家族に身元引受人を立てることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負う。
- 3 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
  - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。

- (3) 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
- (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

#### 第15条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることがある。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額12万円を限度とする。

#### 第16条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏さない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、関係機関や各団体等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第17条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービス提供に当って故意または過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。  
ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れる。
  - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (2) 利用者がサービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (3) 利用者が急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に

もっぱら起因して損害が発生した場合。

- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第18条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、主治医に連絡をとり、利用者が専門的な医療機関での受診が必要と認められた場合、または思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、主治医または、協力医療機関に診療を依頼する。
- 2 前項の状況になったとき事業者は利用者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し、早急に連絡する。連絡がつかなかつた場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに主治医または、協力医療機関に搬送し、身元引受人に連絡する。

#### 第19条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他の関係者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する利用者および身元引受人の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

#### 第20条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

#### 第21条（虐待防止に関わる事項）

- 1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の項目に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 第22条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

## 第23条（感染症の予防及びまん延の防止）

事業所において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

## 第24条（業務継続計画）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第25条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために、必要な措置を講じるものとする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 年 月 日

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会  
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48-1  
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳 (印)

事業所

〈事業所名〉 小規模多機能型居宅介護事業所  
エルピス玉川  
〈住所〉 事業所所在地  
〈管理者〉 藤田 藤子 (印)

利用者

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

連帯保証人

〈住所〉  
〈氏名〉 (印)

【本契約書第10条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	
お支払い方法	銀行振込 • 銀行引き落とし

別紙（重要事項）

令和6年6月1日現在

◎ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

◎ 事業所

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護事業所 エルピス玉川
事業所の所在地	石川郡玉川村大字小高字南畷19-1
管理者名	藤田 藤子
電話番号	0247-37-1511
FAX番号	0247-37-1522

◎ 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援または要介護者状態となった利用者が、可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行う事により利用者の日々の暮らしの支援を行い、孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、および宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

## ◎ 事業所の概要

### (1) 主な設備

食堂兼居間	44.72 m <sup>2</sup>	調理室	13.25 m <sup>2</sup>
浴室	9.93 m <sup>2</sup>	脱衣室	12.41 m <sup>2</sup>

### (2) 居室

居室（洋室）	8.23 m <sup>2</sup> (2室)	7.45 m <sup>2</sup> (1室)
（洋室）	7.45 m <sup>2</sup> (2室)	

※利用者の居室は原則個室（定員1名）とする。ただし、処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができる。

### (3) 職員体制

従業員の種類	定 数	業 務 内 容	備 考
管理者	1名	・運営管理	
介護支援専門員 計画作成担当者	1名以上	・生活相談並びに支援 ・個人別計画作成、関係機関との連絡調整	兼務
看護師	1名	・利用者の健康状態把握 ・かかりつけ医等の関係医療機関との連携	
介護職員	6名以上	・利用者の心身の状況等を的確に把握し、介助を行う	

### (4) 営業日および営業時間

①営業日 年中無休

#### ②営業時間

- ・通いサービス（基本時間） 9時30分～16時00分
- ・宿泊サービス（基本時間） 17時00分～ 9時00分
- ・訪問サービス（基本時間） 24時間

※緊急時および必要時においては柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供する。

### (5) 利用定員

登録定員は25名とする。

- ・通いサービス定員 1日 15名
- ・宿泊サービス定員 1日 5名

## (6) サービス内容

### ①通いサービス

事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

#### (日常生活の援助)

日常生活動作能力に応じて、移動、移乗介助、通院介助等必要な介護を提供する。

#### (食事)

食事の準備、後片付け、及び食事の提供、摂取介助を実施する。また、希望に応じ、調理室や食堂において職員と一緒に調理をすることができる。

#### (入浴)

入浴時間、頻度等を利用者や家族と協議し、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗体の介助、入浴サービスを提供する。

#### (排泄)

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

#### (健康チェック)

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行う。

#### (機能訓練)

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努める。

また、利用者の心身の活性化を図るために、レクリエーションやアクティビティ、園芸活動や趣味活動への援助を行うとともに、外出の機会の確保や利用者の意向を踏まえた地域社会生活継続のための支援を行う。

#### (送迎サービス)

基本的に利用者の送迎は、ご家族様の送迎となる。

ただし家庭の事情や生活環境により送迎が困難な場合には、随時対応する。

### ②訪問サービス

利用者の自宅へお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

### ③宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

## ◎ 送迎地域

玉川村全域 (他市町村からのご利用の場合は、地域外送迎有)

## ◎ 利用料金

介護保険負担割合証の利用者負担の割合(1割、2割・3割)に応じて利用料金が異なる。

(1) 基本料金（介護保険適用費目）

要介護区分	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
要支援1	3, 450円	6, 900円	10, 350円
要支援2	6, 972円	13, 944円	20, 916円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となる。

(2) 加算料金

・初期加算	1日あたり	(1割)	30円
		(2割)	60円
		(3割)	90円
・看護職員配置加算（II）	1月あたり	(1割)	700円
		(2割)	1,400円
		(3割)	2,100円
・サービス提供体制強化加算（I）	1月あたり	(1割)	750円
		(2割)	1,500円
		(3割)	2,250円
・総合マネジメント体制強化加算	1月あたり	(1割)	1,200円
		(2割)	2,400円
		(3割)	3,600円
・科学的介護推進体制加算	1月あたり	(1割)	40円
		(2割)	80円
		(3割)	120円
・介護職員等待遇改善加算（I）	所定単位数に14.9%乗じた金額		

(3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費	朝食	1食あたり	350円
	昼食	1食あたり	550円
	夕食	1食あたり	550円

・宿泊費	1泊あたり	1, 800円
・送迎費（送迎地域外）	1kmあたり	35円
・電気器具持込使用料（持込台数毎）	1Wあたり	25円
・テレビ貸出料（延べ日数）	1Wあたり	25円
・その他（理美容代、個別外出時の費用等）		実費

※また、レクリエーション等による材料費が発生した際、自費負担をお願いする場合がある。

#### (4) 償還払い

介護認定申請前にサービスを受けた時や保険料の未納等にて償還払いの対象になった場合、利用者が介護保険サービスの費用の全額をいったん支払い、あとで市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用される。

#### (5) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとする。

事業者は、利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。

#### ◎ 相談、要望、苦情等の窓口

利用に関する相談、要望、苦情等はサービス責任者か下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	0247-37-1511
苦情解決責任者	管 理 者 藤田 藤子
苦情受付担当者	介護支援専門員 成海 美紀江
苦情受付第三者委員	玉川役場 小原 幸春 (0247-57-4623)
苦情受付第三者委員	地域代表 車田 幸司 (0247-57-2377)
行政の問い合わせ先	玉川村役場健康福祉課 (0247-57-4623)
	福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)
	国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

#### ◎ 虐待防止の窓口

虐待防止責任者	管 理 者 藤田 藤子
虐待防止担当者	介護支援専門員 成海 美紀江

## ◎ 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置する。

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：2ヶ月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成する。

## ◎ 事故発生時の対応

- (1) 利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族並びに市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

## ◎ 非常災害の対応

火災通報装置等の設備があり、また、隨時避難訓練を行い適切に対応する。